



個人府民税（府税）

納める人

所得金額にかかわらず定額で課税される「均等割」と前年の所得金額に応じて課税される「所得割」があり、毎年1月1日の現況によって次の人が納めます。

納める人	納める税額
府内に住所がある個人	均等割額 所得割額
府内に事務所、事業所又は家屋敷がある個人で、それらが所在する市町村内に住所がない人	均等割額

ただし、次の人は非課税となります。

均等割及び所得割が非課税となる人	・生活保護法の規定により生活扶助を受けている人 ・前年の合計所得金額が125万円以下の障がい者、未成年者、寡婦又は寡夫（退職所得等の分離課税に係る所得割を除く）
均等割が非課税となる人	・各市町村の条例で定める一定の合計所得金額以下の人（非課税となる金額は、市町村によって異なります。）
所得割が非課税となる人	・前年の合計所得金額が [35万円 × (本人、控除対象配偶者、扶養親族の合計人数) + 32万円] で求められる金額以下の人 ただし、控除対象配偶者及び扶養親族がいない人は、前年の合計所得金額が35万円以下の人

納める額

● **均等割**

年 1,000 円

● **所得割**

個人府民税は前年の所得金額をもとに計算されます。

$$\underbrace{(\text{前年の所得金額} - \text{所得控除額})}_{\text{課税所得金額}} \times \text{税率} - \text{調整控除額} - \text{税額控除額} = \text{所得割額}$$

● **税 率** 4%

● **調整控除額**

合計課税所得金額	控 除 額
200万円以下	「人的控除額の差（注1）の合計額」と「合計課税所得金額（注2）」のどちらか小さい額の2%
200万円超	{人的控除額の差の合計額 - (合計課税所得金額 - 200万円)} の2% ただし、この額が1,000円未満の場合は1,000円

（注1）「人的控除額の差」とは、所得税の配偶者控除や扶養控除など人に着目した控除額（人的控除額）が、住民税の人的控除額を上回るために生じる差のことです。

（注2）合計課税所得金額とは、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額のことです。

● **税額控除額**

控除の種類	控 除 額
配当控除	株式の配当などの配当所得がある場合、その金額に一定の率を乗じた金額が控除されます。
外国税額控除	外国において生じた所得で、その国の所得税や住民税に相当する税金を課税された場合、一定の方法により計算された金額が控除されます。

住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）	<p>〔所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額〕と〔所得税の課税総所得金額等の額に5%を乗じて得た額（最高97,500円）〕のいずれか少ない金額（＝住民税住宅ローン控除額）のうち、府民税は、住民税住宅ローン控除額の5分の2が控除され、市町村民税は、住民税住宅ローン控除額の5分の3が控除されます。</p> <p>○ 対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年から平成25年までに入居し、所得税の住宅借入金等特別控除額の該当となる方 ・平成11年から平成18年までに入居し、所得税の住宅借入金等特別控除額の該当となる方 <p>※平成19年から平成20年までに入居された方については、住民税の住宅ローン控除は適用されません。</p>
寄附金控除	<p>府民税は、（府民税控除対象寄附金の合計額－2,000円）×4%＋特例控除額（注）の5分の2</p> <p>市町村民税は、（市町村民税控除対象寄附金の合計額－2,000円）×6%＋特例控除額（注）の5分の3が控除されます。</p> <p>（注）特例控除額の計算方法 （地方公共団体に対する寄附金－2,000円）×（90%－所得税の限界税率）＝特例控除額（所得割額の1割を限度）</p> <p>※ 控除対象限度額は、総所得金額等の30%</p>

●所得控除額

控除の種類	府民税・市町村民税(平成25年度分＝平成24年分所得)	備考																											
① 雑損控除	$\text{損失額} - \text{保険金等により補てんされる金額} = \text{A}$ <p>次のイとロとのいずれか多い方の金額</p> <p>イ ④の金額－（所得金額の合計額×1/10）</p> <p>ロ ④の金額のうち災害関連支出の金額－5万円</p>																												
② 医療費控除	$\left(\text{支払った医療費の額} - \text{保険金等により補てんされる金額} \right) - \left\langle \begin{array}{l} \text{所得金額の合計額} \times 5\% \\ \text{10万円} \end{array} \right\rangle$ <p>いずれか少ない方の金額 （限度額 200万円）</p>	「保険金等により補てんされる金額」には、健康保険・共済組合等からの給付金や自賠責保険・損害保険・生命保険契約に基づき補てんされる金額などがあります。																											
③ 社会保険料控除	支払った社会保険料の合計額																												
④ 小規模企業共済等掛金控除	支払った共済契約の掛金、確定拠出年金法の個人型年金加入者掛金及び心身障害者扶養共済制度の掛金との合計額																												
⑤ 生命保険料控除	<p>次の区分に応じて計算した控除額の合計額</p> $\left[\begin{array}{l} \text{一般生命保険料分} \\ \text{(A旧契約分+B新契約分)} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{C介護医療保険料分} \end{array} \right]$ $+ \left[\begin{array}{l} \text{個人年金保険料分} \\ \text{(D旧契約分+E新契約分)} \end{array} \right] \quad (\text{合計限度額 70,000円})$ <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>支払保険料額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">旧契約</td> <td>A 一般生命保険</td> <td>15,000円以下</td> <td>支払額の全額</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">D 個人年金保険</td> <td>15,001円～40,000円</td> <td>支払額×1/2+7,500円</td> </tr> <tr> <td>40,001円～70,000円</td> <td>支払額×1/4+17,500円</td> </tr> <tr> <td>70,001円以上</td> <td>35,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">新契約</td> <td>B 一般生命保険</td> <td>12,000円以下</td> <td>支払額の全額</td> </tr> <tr> <td>C 介護医療保険</td> <td>12,001円～32,000円</td> <td>支払額×1/2+6,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">E 個人年金保険</td> <td>32,001円～56,000円</td> <td>支払額×1/4+14,000円</td> </tr> <tr> <td>56,001円以上</td> <td>28,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分		支払保険料額	控除額	旧契約	A 一般生命保険	15,000円以下	支払額の全額	D 個人年金保険	15,001円～40,000円	支払額×1/2+7,500円	40,001円～70,000円	支払額×1/4+17,500円	70,001円以上	35,000円	新契約	B 一般生命保険	12,000円以下	支払額の全額	C 介護医療保険	12,001円～32,000円	支払額×1/2+6,000円	E 個人年金保険	32,001円～56,000円	支払額×1/4+14,000円	56,001円以上	28,000円	<p>支払保険料 ＝</p> <p>$\text{保険料の金額} - \text{剰余金等}$</p> <p>旧契約：平成23年12月31日以前の契約</p> <p>新契約：平成24年1月1日以後の契約</p> <p>同じ契約内容に旧契約・新契約の両方の保険料がある場合は、左記の計算式に基づき旧契約・新契約ごとに控除額を計算して、合計します。その場合の限度額は28,000円です。ただし、旧契約のみで計算した控除額が、合計した控除額より大きくなる場合は、旧契約のみで計算した控除額を適用することができます。</p>
区分		支払保険料額	控除額																										
旧契約	A 一般生命保険	15,000円以下	支払額の全額																										
	D 個人年金保険	15,001円～40,000円	支払額×1/2+7,500円																										
		40,001円～70,000円	支払額×1/4+17,500円																										
		70,001円以上	35,000円																										
新契約	B 一般生命保険	12,000円以下	支払額の全額																										
	C 介護医療保険	12,001円～32,000円	支払額×1/2+6,000円																										
	E 個人年金保険	32,001円～56,000円	支払額×1/4+14,000円																										
		56,001円以上	28,000円																										
⑥ 地震保険料控除	<p>次の区分に応じて計算した控除額の合計額</p> $\left[\text{A地震保険契約分} \right] + \left[\text{B長期損害保険契約等分} \right]$ <p>（合計限度額 25,000円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>支払保険料額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A 地震保険</td> <td>50,000円以下</td> <td>支払額×1/2</td> </tr> <tr> <td>50,001円以上</td> <td>25,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">B 長期損害保険</td> <td>5,000円以下</td> <td>支払額の全額</td> </tr> <tr> <td>5,001円～15,000円</td> <td>支払額×1/2+2,500円</td> </tr> <tr> <td>15,001円以上</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	支払保険料額	控除額	A 地震保険	50,000円以下	支払額×1/2	50,001円以上	25,000円	B 長期損害保険	5,000円以下	支払額の全額	5,001円～15,000円	支払額×1/2+2,500円	15,001円以上	10,000円	<p>長期損害保険については、平成18年12月31日以前に締結した、満期返戻金のある10年以上の契約に係るものについて適用します。</p> <p>一つの損害保険契約等が、地震保険契約と長期損害保険契約の両方の契約区分に該当する場合には、いずれか一方の契約区分にのみ該当するものとして、控除額を計算します。</p>												
区分	支払保険料額	控除額																											
A 地震保険	50,000円以下	支払額×1/2																											
	50,001円以上	25,000円																											
B 長期損害保険	5,000円以下	支払額の全額																											
	5,001円～15,000円	支払額×1/2+2,500円																											
	15,001円以上	10,000円																											
⑦ 障がい者控除	1人につき 260,000円（特別障がい者は、300,000円、特別障がい者が同居の扶養親族である場合は、530,000円）	<ul style="list-style-type: none"> ・本人、控除対象配偶者又は扶養親族が障がい者である場合に適用されます。 ・扶養控除の適用がない16歳未満の扶養親族についても適用されません。 																											

⑧ 寡婦・寡夫控除	260,000円（一定の要件に該当する寡婦については300,000円）	一定の要件とは、合計所得金額が500万円以下で、扶養親族の子がいる場合をいいます。																								
⑨ 勤労学生控除	260,000円	合計所得金額が65万円以下で、かつ、自己の勤労によらない所得金額が10万円以下の学生にのみ適用されます。																								
⑩ 配偶者控除	330,000円（年齢70歳以上の配偶者については380,000円）	控除対象配偶者のある人に適用されます。																								
⑪ 配偶者特別控除	配偶者が控除対象配偶者に該当しない場合に適用	<table border="1"> <thead> <tr> <th>合計所得金額</th> <th>控除額</th> <th>合計所得金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>45万円未満</td> <td>33万円</td> <td>70万円未満</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>50万円未満</td> <td>31万円</td> <td>75万円未満</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>55万円未満</td> <td>26万円</td> <td>76万円未満</td> <td>3万円</td> </tr> <tr> <td>60万円未満</td> <td>21万円</td> <td>76万円以上</td> <td>0万円</td> </tr> <tr> <td>65万円未満</td> <td>16万円</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>本人の合計所得金額が1,000万円以下である場合に限られます。また、生計を一にする配偶者のうち、次に掲げる者は除かれます。 1 他の納税者の扶養親族とされる配偶者 2 青色事業専従者に該当する配偶者で専従者給与の支払を受ける者又は白色事業専従者に該当する配偶者 3 配偶者自身がこの控除を受ける場合におけるその配偶者</p>	合計所得金額	控除額	合計所得金額	控除額	45万円未満	33万円	70万円未満	11万円	50万円未満	31万円	75万円未満	6万円	55万円未満	26万円	76万円未満	3万円	60万円未満	21万円	76万円以上	0万円	65万円未満	16万円		
合計所得金額	控除額	合計所得金額	控除額																							
45万円未満	33万円	70万円未満	11万円																							
50万円未満	31万円	75万円未満	6万円																							
55万円未満	26万円	76万円未満	3万円																							
60万円未満	21万円	76万円以上	0万円																							
65万円未満	16万円																									
⑫ 扶養控除	次の区分に応じた控除額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>控除額</th> <th>該当者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>33万円</td> <td>16歳以上で下記以外の方</td> </tr> <tr> <td>特定</td> <td>45万円</td> <td>19歳以上23歳未満の方</td> </tr> <tr> <td>老人</td> <td>38万円</td> <td>70歳以上の方</td> </tr> <tr> <td>同居老親等</td> <td>45万円</td> <td>老人扶養親族のうち、本人又はその配偶者と同居している（祖）父母等の方</td> </tr> </tbody> </table> <p>・扶養親族のある人に適用されません。 ・16歳未満の扶養親族については、扶養控除の適用はありません。</p>	区分	控除額	該当者	一般	33万円	16歳以上で下記以外の方	特定	45万円	19歳以上23歳未満の方	老人	38万円	70歳以上の方	同居老親等	45万円	老人扶養親族のうち、本人又はその配偶者と同居している（祖）父母等の方									
区分	控除額	該当者																								
一般	33万円	16歳以上で下記以外の方																								
特定	45万円	19歳以上23歳未満の方																								
老人	38万円	70歳以上の方																								
同居老親等	45万円	老人扶養親族のうち、本人又はその配偶者と同居している（祖）父母等の方																								
⑬ 基礎控除	330,000円																									

※ 次に掲げる人は、控除対象配偶者及び扶養親族から除かれます。

- 1 合計所得金額が38万円を超える人
- 2 青色事業専従者に該当する者で専従者給与の支払を受ける人又は白色事業専従者に該当する人

納める方法

●申告

所得税の確定申告をした人や給与所得のみの方は、申告書を提出する必要はありません。

それ以外の方は、3月15日までに住所地の市町村に申告書（市町村民税と同一用紙）を提出しなければなりません。

●納税

市町村から送付される納税通知書（納付書）により、年4回（標準では、6月、8月、10月及び1月）に分けて市町村民税とあわせて納めます。

※ 各市町村の条例により異なる納期を定めている場合があります。

ただし、給与所得者は、6月から翌年5月までの毎月の給与から特別徴収されます。

個人住民税の特別徴収について

個人住民税（個人道府県民税と個人市町村民税を併せた地方税のことです。）の特別徴収とは、事業主（給与支払者）が、所得税の源泉徴収と同じように、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を引き去り（給与差引きし）、従業員（納税義務者）に代わり、納入していただく制度です。

事業主（給与支払者）は、原則として、法人・個人を問わず、特別徴収義務者として全ての従業員について、個人住民税を特別徴収していただく義務があります。（地方税法第321条の4）

個人市町村民税（市町村税）

納める人

個人府民税（8ページ参照）と同じです（ただし、「府内」は「市町村内」と読み替えてください。）。

納める額

●均等割

年 3,000 円

●所得割

個人市町村民税は前年の所得金額をもとに計算されます。

$$\underbrace{(\text{前年の所得金額} - \text{所得控除額})}_{\text{課税所得金額}} \times \text{税率} - \text{調整控除額} - \text{税額控除額} = \text{所得割額}$$

● **税 率** 6%

● **調整控除額**

合計課税所得金額	控 除 額
200万円以下	「人的控除額の差（注1）の合計額」と「合計課税所得金額（注2）」のどちらか小さい額の3%
200万円超	{人的控除額の差の合計額 - (合計課税所得金額 - 200万円)} の3% ただし、この額が1,500円未満の場合は1,500円

（注1）「人的控除額の差」とは、所得税の配偶者控除や扶養控除などに着目した控除額（人的控除額）が、住民税の人的控除額を上回るために生じる差のことです。

（注2）合計課税所得金額とは、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額のことです。

● **税額控除額** 個人府民税（8ページ参照）と同じです。

● **所得控除額** 個人府民税（9ページ参照）と同じです。

■ 納める方法

個人府民税（10ページ参照）と同じです。

個人事業税（府税）

■ 納める人

府内に事務所、事業所を設けて、法律で定める第一種事業、第二種事業、第三種事業を営んでいる個人が納めます。

第一種事業（37業種）			
物品販売業	保 険 業	金 銭 貸 付 業	物 品 貸 付 業
不動産貸付業	製 造 業	電 気 供 給 業	土 石 採 取 業
電気通信事業（放送事業含む）	運 送 業	運 送 取 扱 業	
船舶ていけい場業	倉 庫 業	駐 車 場 業	請 負 業
印 刷 業	出 版 業	写 真 業	席 貸 業
旅 館 業	料 理 店 業	飲 食 店 業	周 旋 業
代 理 業	仲 立 業	問 屋 業	両 替 業
公衆浴場業（第三種事業以外のもの）	演 劇 興 行 業	遊 技 場 業	
遊 覧 所 業	商 品 取 引 業	不 動 産 売 買 業	広 告 業
興 信 所 業	案 内 業	冠 婚 葬 祭 業	

第二種事業（3業種）			
畜 産 業	水 産 業	薪 炭 製 造 業	
第三種事業（30業種）			
医 業	歯 科 医 業	薬 剤 師 業	獣 医 業
弁 護 士 業	司 法 書 士 業	行 政 書 士 業	公 証 人 業
弁 理 士 業	税 理 士 業	公 認 会 計 士 業	計 理 士 業
社会保険労務士業	コ ン サ ル タ ン ト 業	設 計 監 督 者 業	不 動 産 鑑 定 業
デ ザ イ ン 業	諸 芸 師 匠 業	理 容 業	美 容 業
ク リ ー ニ ン グ 業	公 衆 浴 場 業（銭湯）	歯 科 衛 生 士 業	歯 科 技 工 士 業
測 量 士 業	土 地 家 屋 調 査 士 業	海 事 代 理 士 業	印 刷 製 版 業
あん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、 柔道整復その他の医業に類する事業		装 蹄 師 業	

■ 納める額

$$\text{前年の所得金額} - \text{事業主控除額} \times \text{税率} = \text{税額}$$

● **事業主控除額** 290万円

ただし、事業を行った期間が1年に満たない場合は、月割額となります。

● **税 率** 第一種事業…5%

第二種事業…4%

第三種事業…5%

ただし、第三種事業のうち、あん摩等医業に類する事業及び装蹄師業は3%となります。

※ 所得金額の計算は、原則として、所得税における事業所得及び不動産所得の計算と同じです。

※ 青色事業専従者給与額又は事業専従者控除額も、原則として、所得税の場合と同じです。

※ 所得税の青色申告特別控除額は、個人事業税では適用がありません。

■納める方法

●申告

3月15日までに府税事務所に申告書を提出しなければなりません。

ただし、次の人は、申告書を提出する必要はありません。

- ① 所得税の確定申告書又は個人住民税の申告書を提出した人
- ② 収入金額から必要経費を差し引いた金額が290万円（事業主控除額）以下の人

●納税

府から送付される納税通知書（納付書）により、8月と11月に納めます。

なお、税額（年税額）が1万円以下の場合は、8月にその全額を納めます。

※ 11月に納める納付書は、8月送付時に同封しています。

個人事業税の納付には、便利で安心、そして安全な「口座振替」をぜひご利用ください。（34ページ参照）

法人府民税（府税）

■納める人

均等割と法人税割とがあり、次の法人が納めます。

納税義務者	納める税額
府内に事務所又は事業所を有する法人 公益法人等（商工会議所など）又は人格のない社団等（青年団、PTA、県人会など）で収益事業を営むものを含む	均等割額 法人税割額
府内に事務所又は事業所を有する公益法人等で収益事業を営まないもの	均等割額
府内に事務所又は事業所を有する公共法人（日本放送協会、日本下水道事業団など）	
府内に寮などがある法人で府内に事務所又は事業所を有しないもの	

■納める額

●均等割

資本金等の額（注）に応じて、5段階の税率が定められています。

法人の資本金等の額の区分	税率
公益法人等や1,000万円以下である法人など	2万円
1,000万円を超え1億円以下の法人	7.5万円
1億円を超え10億円以下の法人	26万円
10億円を超え50億円以下の法人	108万円
50億円を超える法人	160万円

（注）「資本金等の額」とは、法人税法第2条第16号に規定する額をいいます。

※ 事務所又は事業所を有していた期間が1年に満たない場合は、月割によって算定します。

●法人税割

$$\text{法人税額} \times \text{税率} = \text{法人税割額}$$

●税率 6%

ただし、事業年度末の資本金の額が1億円以下の法人で、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額の総額が年2,000万円以下の法人は5%。

法人府民税（均等割）の超過課税について

大阪府では、がんばる中小企業を支えるためのセーフティネットの確保、大阪経済の成長に向けた新たな産業の振興などの施策を実施するため、法人府民税（均等割）について超過課税を実施しています。

法人府民税（法人税割）・法人事業税の超過課税について

大阪府では、道路網や公共交通などの企業の経済活動を下支えする都市基盤整備の財政需要に対応していく必要があるため、一定の法人の税負担に配慮した上で、法人府民税（法人税割）及び法人事業税について超過課税を実施しています。

■納める方法

次の期限までに府税事務所に申告し、納めます。

申告の種類	申告と納税の期限
1 中間申告（事業年度が6か月を超え、法人税の中間申告の義務がある法人）	事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内
2 確定申告	事業年度終了の日から2か月以内

法人事業税（府税）

納める人

府内に事務所又は事業所を設けて、事業を営む法人が納めます。

ただし、公益法人等（商工会議所など）又は人格のない社団等（青年団、PTA、県人会など）は、収益事業を営む場合に限り納めます。

納める額

○所得を課税の基礎とする法人

$$\text{所得} \times \text{税率} = \text{税額}$$

○電気・ガス供給業、保険業を行う法人

$$\text{収入金額} \times \text{税率} = \text{税額}$$

○付加価値額（注）、資本金等の額及び所得を課税の基礎とする法人（外形標準課税）

$$\text{付加価値額} \times \text{税率} + \text{資本金等の額} \times \text{税率} + \text{所得} \times \text{税率} = \text{税額}$$

（注）付加価値額とは、収益配分類（報酬給与額＋純支払利子＋純支払賃借料）に単年度損益を加えたものをいいます。

税率

区分	法人の種類	所得等の区分		税率（％）				
				平成 20 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度		平成 11 年 4 月 1 日から平成 20 年 9 月 30 日までの間に開始する事業年度		
				超過税率	不均一課税適用法人の税率(注4)/標準税率	超過税率	不均一課税適用法人の税率(注4)	
所得金額課税法人	普通法人(注1) 公益法人等 人格のない社団等	所得割	軽減税率適用法人	年 400 万円以下の所得	2.95	2.7	5.25	5
				年 400 万円を超え 年 800 万円以下の所得	4.365	4	7.665	7.3
				年 800 万円を超える所得	5.78	5.3	10.08	9.6
			軽減税率不適用法人(注3)					
	特別法人(注1)	所得割	軽減税率適用法人	年 400 万円以下の所得	2.95	2.7	5.25	5
				年 400 万円を超える所得	3.93	3.6	6.93	6.6
軽減税率不適用法人(注3)								
収入金額課税法人	電気・ガス供給業又は保険業を行う法人	収入割	収入金額	0.765	0.7	1.365	1.3	
外形標準課税適用法人(注2)	所得割	軽減税率適用法人	年 400 万円以下の所得	1.69	1.5(注5)	3.99		
			年 400 万円を超え 年 800 万円以下の所得	2.475	2.2(注5)	5.775		
			年 800 万円を超える所得	3.26	2.9(注5)	7.56		
			軽減税率不適用法人(注3)					
			付加価値割	0.504		0.504		
		資本金割	0.21		0.21			

（注1）特別法人とは、協同組合、信用金庫、医療法人などです。普通法人とは、特別法人、公益法人等及び人格のない社団等以外の法人です。

（注2）外形標準課税適用法人とは、平成 16 年 4 月 1 日以後に開始する各事業年度末の資本金の額又は出資金の額が 1 億円を超える法人（公益法人等、特別法人、人格のない社団等、みなし課税法人、投資法人及び特定目的会社を除きます。）の行う事業（収入金額課税される電気・ガス供給業及び保険業を除きます。）に対して課税される法人をいいます。

（注3）軽減税率不適用法人とは、資本金の額が 1,000 万円以上であって 3 以上の都道府県に事務所又は事業所を有する法人をいいます。軽減税率適用法人とは、軽減税率不適用法人以外の法人です。

(注4) 不均一課税適用法人は、次表の基準にあてはまる法人をいいます。

所得金額課税法人	資本金の額が1億円以下（特別法人、公益法人等、人格のない社団等は1億円以下として取り扱う）で、かつ、所得の総額が年5,000万円以下の法人
収入金額課税法人	資本金の額が1億円以下で、かつ、収入金額の総額が年4億円以下の法人

(注5) 大阪府では事業税への適用はありませんが、地方法人特別税の基準法人所得割額の計算に用います。

■納める方法

法人府民税と同じ期限（12ページ参照）までに府税事務所へ申告し、納めます。

地方法人特別税（国税）

■納める人

法人事業税を申告納付する法人が納めます。

※平成20年10月1日以後に開始する事業年度に係る法人事業税と併せて申告される地方法人特別税から適用されています。

■納める額

$$\text{基準法人所得割額（基準法人収入割額）（注）} \times \text{税率} = \text{税額}$$

(注) 基準法人所得割額（基準法人収入割額）とは、標準税率により計算した法人事業税（所得割・収入割）の税額をいいます。（標準税率については、13ページを参照してください。）

●税率

課税標準	法人の種類	税率
基準法人所得割額	外形標準課税適用法人	148%
	外形標準課税適用法人以外の法人	81%
基準法人収入割額		81%

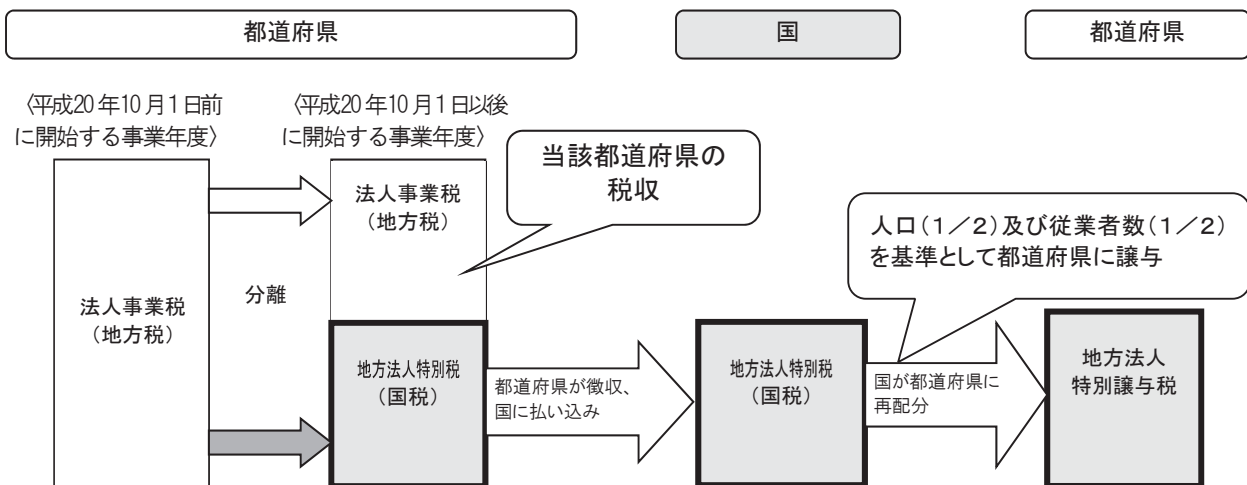
■納める方法

法人事業税と同じ期限までに府税事務所へ申告し、納めます。

（参考）地方法人特別税及び地方法人特別譲与税の概要

地方法人特別税は、都道府県が法人事業税と併せて賦課徴収し、納付のあった月の翌々月の末日までに国に払い込みます。

地方法人特別譲与税は、地方法人特別税の収入額を、2分の1を人口で、他の2分の1を従業者数であん分して、国が都道府県に譲与します。



法人市町村民税（市町村税）

■納める人

法人府民税（12ページ参照）と同じです（ただし、「府内」は「市町村内」と読み替えてください。）。

■納める額

●均等割

法人の区分	従業員の 合計数	標準税率 (年額)
公共法人や資本金等の額のない法人など	—	5万円
資本金等の額が1千万円以下の法人	50人以下	12万円
	50人超	13万円
資本金等の額が1千万円超1億円以下の法人	50人以下	15万円
	50人超	16万円
資本金等の額が1億円超10億円以下の法人	50人以下	41万円
	50人超	175万円
資本金等の額が10億円超50億円以下の法人	50人超	300万円
資本金等の額が50億円超の法人		

●法人税割

法人税額×税率（標準税率12.3%）

= 法人税割額

※ 市町村により税率が異なりますので、関係する市町村にご確認ください。

■納める方法

法人府民税と同じ期限（12ページ参照）までに市町村に申告し、納めます。

所得税（国税）

■納める人

日本国内に住んでいる個人で所得のあった人や住んでいなくても国内で生じた所得のあった人

■納める額

$$\underbrace{(\text{所得金額} - \text{所得控除額})}_{\text{課税所得金額}} \times \text{税率} - \text{控除額} - \text{税額控除額} = \text{税額}$$

【所得税の税率（速算表）】

課税所得金額	税率	控除額
1,000円 ~ 1,949,000円	5 %	—
1,950,000円 ~ 3,299,000円	10 %	97,500円
3,300,000円 ~ 6,949,000円	20 %	427,500円
6,950,000円 ~ 8,999,000円	23 %	636,000円
9,000,000円 ~ 17,999,000円	33 %	1,536,000円
18,000,000円以上	40 %	2,796,000円

※ 平成25年分からは、所得税の納税義務者は、復興特別所得税も併せて納付することとなります。
復興特別所得税の額＝基準所得税額（注）×2.1%
（注）基準所得税額とは外国税額控除を適用しない場合の所得税の額です。

■納める方法

・所得者自身が、その年の所得金額とこれに対する税額を計算し、これらを申告して納付します。
（申告納税制度）

- ・給与や利子、配当など特定の所得の支払者が、その支払の際に所得税を計算し、支払額からその所得税額を差し引いて国に納付します。（源泉徴収制度）

住宅ローン控除

住宅ローン等を利用してマイホームを新築や購入、増改築等をしたときには、一定の要件にあてはまれば、居住の用に供した年から一定期間、住宅借入金等特別控除を受けることができます。

平成 25 年入居の場合

控除期間	10 年
控除額の計算	A(注) × 1% (最高 20 万円)
所得要件	3,000 万円以下
住宅の床面積	50 ㎡以上 (上限なし)

(注) 各年末の住宅ローン等の年末残高の合計額を A として計算しますが、A は住宅（その敷地を含みます。）の取得等の対価の額が限度となります。詳しくは税務署までお問合せください。

法人税（国税）

■納める人

会社や協同組合などの法人（収益事業を行っている公益法人等や人格のない社団等も含まれます。）

■納める額

各事業年度の所得の金額 × 税率

= 税 額

区分		税率(注4)	
普通法人等(注1)	資本金等1億円以下(注2)	所得金額が年800万円以下の部分	15%(注5)
		所得金額が年800万円超の部分	25.5%
	資本金等1億円超		25.5%
協同組合等	所得金額が年800万円以下の部分	15%(注5)	
	所得金額が年800万円超の部分	19%	
公益法人等(注3)	所得金額が年800万円以下の部分	15%(注5)	
	所得金額が年800万円超の部分	19%	

- (注1) 普通法人等とは、普通法人、一般社団法人及び一般財団法人並びに公益社団法人及び公益財団法人又は人格のない社団等をいいます。
- (注2) 各事業年度終了の時に於いて次の法人に該当するものを除きます。
- ① 保険業法に規定する相互会社(同法第2条第10項に規定する外国相互会社を含み、②ロにおいて「相互会社等」といいます。)
 - ② 大法人(次に掲げる法人をいい、以下③において同じです。)ࣘとの間に当該大法人による完全支配関係がある普通法人
 - イ 資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人
 - ロ 相互会社等
 - ハ 法人税法第4条の7に規定する受託法人(以下「受託法人」といいます。)
 - ③ 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合において当該いずれか一の法人と当該普通法人との間に当該いずれか一の法人による完全支配関係があることとなるときの当該普通法人
 - ④ 受託法人
- (注3) 公益法人等からは、非営利型である一般社団法人及び一般財団法人並びに公益社団法人及び公益財団法人が除かれます。
- (注4) 税率は、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度に適用されます。
- (注5) 平成24年4月1日以前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度については18%となります。
- ※ 「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」により、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの期間内に最初に開始する事業年度開始の日から同日以後3年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度については、各事業年度の所得の金額に対する法人税の額に10%の税率を乗じて計算した復興特別法人税を、法人税と同じ時期に申告・納付する必要があります。

■納める方法

原則として、事業年度終了の日の翌日から2か月以内に申告して納めます。

事業所税（市町村税）

■納める人

一定規模以上の既設事業所等で事業を行う法人や個人

■納める額

事業を行う法人、個人	資産割	事業所用家屋の床面積（㎡）×600円
	従業者割	従業者に対する支払給与総額×0.25%

■納める方法

事業を行う法人	事業年度終了の日から2か月以内に申告して納めます。
事業を行う個人	翌年の3月15日までに申告して納めます。

※ 府内の課税団体は、大阪市、堺市、守口市、東大阪市、豊中市、吹田市、高槻市及び枚方市の8市です。

鉱区税（府税）

■納める人

府内の鉱区に対し、鉱業権（試掘権、採掘権）を有している人が納めます。

■納める額

区分		税率
①砂鉱を目的としない鉱区	試掘鉱区	面積100アールごとに年200円
	採掘鉱区	面積100アールごとに年400円
②砂鉱を目的とする鉱区		面積100アールごとに年200円
③石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱区		上記区分①の税率の3分の2

■納める方法

なにわ北府税事務所から送付される納税通知書（納付書）により、5月に納めます。

eLTAX を利用すると、申告などがインターネットで簡単、便利に！

■ 地方税ポータルシステム（eLTAX）とは・・・

地方公共団体の窓口に行く必要がなく、自宅やオフィス、税理士事務所からインターネットを利用して申告等の手続きができる便利なシステムのことです。

このシステムを利用すれば、複数の地方公共団体への申告をまとめて1回のデータ送信で行うことができます。

■ ご利用できること

- 法人都道府県民税、法人事業税、地方法人特別税の申告、申請・届出
- 法人市民税、固定資産税（償却資産）、事業所税の申告
- 特別徴収にかかる給与支払報告書等の提出



■ ご利用できる方

- 上記項目に係る申告手続きを行う納税者の方
- 税理士及び税理士法人等の税理士業務を行う方

利用手続等の詳細については、eLTAXホームページ（<http://www.eltax.jp/>）又は府税のホームページ「府税あらかと」（<http://www.pref.osaka.jp/zei/alacarte/denshi.html>）をご覧ください。